令和2年度 第2回 門真市障がい者地域協議会 会議録

日 時:令和2年10月29日(木)14時~

場 所: 門真市保健福祉センター 4階 会議室1.2.3

■会議次第

- 1 開会
- 2 議題
- ① 門真市第4次障がい者計画 素案について

資料1-1、資料1-2

- ② 門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 素案 について 資料2-1、資料2-2
- ③ 門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 成果目標の設定の考え方について

資料 2-1

- ④ 門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の活動指標等の見込量について 資料2-1、 資料3
- ⑤ 門真市第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 策定スケジュールについて

資料4

- ⑥ その他
- 3 閉会

■配付資料

<事前配付・当日配布>

会議次第

資料1-1 門真市第4次障がい者計画(素案)

資料1-2 門真市障がい者計画_新旧対照表

資料2-1 門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 (素案)

資料2-2 門真市障がい福祉計画_新旧対照表

資料3 門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の活動指標等の 見込量について

資料4 計画策定スケジュール案

<当日配布>

協議会委員名簿

座席表

門真市情報公開条例 (抜粋)

審議会等の会議の公開に関する指針(抜粋)

門真市附属機関に関する条例(抜粋)

門真市附属機関に関する条例施行規則(抜粋)

■出席者

委員:小寺委員、可知委員、井上委員、東野弓子委員、北本委員、石橋委員、松本委員 藤江委員、東野明美委員、本木委員、大北委員、高田委員、石丸委員、山本委員

事務局:障がい福祉課 狩俣課長、馬屋原課長補佐、池田課長補佐、西本副参事、奥谷主任 吉田係員、伊達係員、

■欠席者

委 員:中井委員、小原委員

■傍聴者:2名

■議 事

開会

事務局:定刻になりましたので、ただいまより令和2年度 第2回門真市障がい者地域協議会を 開催します。本日は委員の皆さまにおかれましてはご多忙に関わりませず、本協議会に ご出席いただきましてまことにありがとうございます。私は本日の司会をさせていただ きます障がい福祉課 副参事の西本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。失 礼しまして、座って司会進行させていただきます。

委員の出席状況について報告いたします。本日の出席委員は16名中14名でございます。門真市付属機関に関する条例施行規則第5条第2項により、委員の過半数以上の出席をいただいていますので、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

なお、門真市医師会理事の小原 時郎様、門真市身体障がい者福祉会会長の中井 悌 治様は所用のため欠席です。

次に会議の公開、非公開について説明します。門真市では本市の審議会の委員の公開に関する指針により、公開、非公開を協議会の長が会議にあたって決定することとなっています。本協議会については原則の考え方通り公開を考えており、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、会議の審議状況を市民に明らかにすることにより、透明性を確保し、公正な会議の運営を図ることができると考えています。

会長: ただいま事務局から会議の公開について提案がございましたが、何かご意見はございま

したでしょうか。ないようですので、会議については公開といたします。市民の方々に 傍聴していただくということといたします。本日、傍聴者の方はおられますか。

事務局 : おられます。

会長: ではご案内してください。

事務局: それでは、早速会議に入らせていただきます。まず会議資料につきまして委員の皆さまには事前に郵送してお配りしておりましたが、一部差し替え資料があり、本日差し替え資料含めて全ての会議資料を配付させていただきました。ご迷惑をお掛けし、まことに申し訳ありませんでした。それでは会議資料の確認をさせていただきます。

本日配布しております資料は、協議会委員名簿、座席表、協議会次第、資料1-1 門 真市第4次障がい者計画(素案)、資料1-2 門真市第4次障がい者計画新旧対照表、資料2-1 門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(素案)、資料2-2 門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい福祉計画新旧対照表、資料3 門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画活動指標等の見込量について、資料4 第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定スケジュール案。

参考資料資料1-1 第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(骨子案)、令和2年度 第3回門真市障がい者地域協議会の開催について通知、門真市第3次障がい者計画冊子、門真市第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画冊子。以上でございます。

また、各計画の冊子については、会議中の参考資料としてご用意していますので、お 持ち帰りにならないようにお願いします。

なお、各冊子が必要な場合は職員までお知らせいただけますようお願いします。また、その他参考資料として、門真市情報公開条例抜粋、審議会等の会議の公開に関する指針 抜粋、門真市付属機関に関する条例抜粋、門真市付属機関に関する条例施行規則抜粋を 配付しております。不足等がござましたらお知らせください。不足の資料はありませんか。よろしいですか。

それではこのあとの審議につきましては会長に議事進行をお願いいたします。

会長: それでは早速、審議に入りたいと思います。お手元の次第に沿って進めます。門真市第 4次障がい者計画素案について事務局に説明をお願いしたいと思います。

事務局:資料説明をさせていただきます。早速ですが、資料1-1と資料1-2の説明ということで、両方を見ながらご説明させていただきます。まず資料1-1門真市第4次障がい者計画素案について説明いたします。資料1-1をご覧ください。

大きな変更点について説明いたします。資料1-2新旧対照表のほうにも記載していますように、計画の基本的な考え方に関わる大きな変更点として、素案の60ページ、施策体系について第3次計画と第4次計画を比較した図を挿入しております。現行計画の将来像や基本目標、施策から次期計画の将来像や基本目標、施策への変更点を図示した

ものになっています。

また新規施策として、基本目標 4-3経済的な自立の支援及び前回の地域協議会でご 意見をいただきましたので、基本目標 8-4として感染症対策の推進を今回追加してい ます。

次に資料1-2の新旧対照表をご覧ください。こちらは大きな変更としては7月の骨子(案)の段階と比較すると、まず表紙のタイトルが門真市第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画ということで、素案の段階では合冊版となっていますが、今回は分冊というかたちになっていて、タイトルを門真市第4次障がい者計画に変更しています。また計画の文章中の全体にわたり、用語説明に含まれる語句の初出の単語に※を追記しています。

また素案の18ページでは、今回新たに保健所による利用費助成対象者数、難病等の推移、難病法に基づく医療費助成対象疾病指定難病、障がい者総合支援法に基づく障がい福祉サービス対象疾病難病等の各年度の実績の表を追加しています。

また 46 ページから 58 ページにわたり記載しています第3次障がい者計画の、現行計画になりますが、検証について今回、基本目標ごとに評価、課題、今後の方針等の内容について各担当部署、各担当課で修正いただいたものを反映しています。

また第3章については62ページ、基本目標1の本文の3行目、より社会参加につながるような合理的配慮を表現するため、障がいのある人が市政や社会的活動等へより円滑に参加しやすくなるよう配慮に努めますと修正しています。

63ページの基本目標5については、今回、障害特性に応じてより文化、スポーツ活動の機会の充実につながるよう、新たに文言を追記、修正しています。63ページの基本目標7については、本文下から2行目に成年後見制度の利用支援につながる表現を追記しています。そして66ページからの第4章、施策の展開以降が今回の素案の段階で新たに追加して盛り込まれている内容となっています。前回の計画には掲載していない取組について、タイトルごとに【新規】という文字を入れています。

まず基本目標1. 共に生きる地域づくりについては、(1)障がいに対する正しい理解の推進の施策の方向として、障がい特性に応じた障がいに対する理解促進を図るため啓発を進めるとしており、新たに追加された新規項目として、身体障がい者補助犬の理解促進、ヘルプマーク、ヘルプカードなどの周知、配付などがあります。

また 68 ページ (2) 市政や地域活動などへの参加促進の施策の方向として、協働によるまちづくりや各種団体等の連携を進めるとしており、新規項目としては、障がい児(者)団体の活動の支援。保健福祉センター内ふれあいコーナーの運営団体の募集。障がい福祉サービス提供事業所のPRの推進。市政への参加等における配慮があります。

また70ページ(3)地域でのふれあい、支え合いの促進の施策の方向として、地域住民の日頃からの交流により、支え合いの促進を図るとしており、新規項目として障がいのある人の市民の交流の促進。地域コミュニティの推進、障がいのある人の自主的活動の支援があります。

72ページからが基本目標2というところで、障がいのある子どもの教育、育成につい

て記載しています。(1) 就学前の子どもの療育・保育・教育の充実の施策の方向として、共に学び、共に遊ぶ機会の充実を図るとしており、新規項目として、就学前教育・保育の推進。就学に関する情報の提供。就学前及び就学後の教育相談の充実。重症心身障がい児や医療的ケア児を要する子どもに対する支援の推進がございます。

73ページ(2)学校教育の充実の施策の方向として、障がいの状況や課題に応じた教育の保障と適切な支援体制に向けた整備を図るとしており、新規項目として、不登校・いじめの防止、進路指導の充実、がございます。

74ページ(3)休日や放課後の生活の充実については、放課後等の居場所づくりの整備を図るとしており、新規項目として障がい児通所支援サービスによる継続的な療育の提供の実施がございます。

75ページ(4)地域での子育て支援の推進については、保護者同士の交流の機会や子育て支援ネットワークによる支援の充実に努めるとしており、新規項目として、ライフステージに応じた支援体制の構築がございます。

また77ページからが基本目標3.保健医療の充実というところで、(1)障がいの早期発見・早期対応の推進の施策の方向として、乳幼児の各検診の充実や検診後のフォローアップ、未受診児への支援の充実を図るとしています。

また新規項目として、母子保健事業の充実、新生児聴覚検査の推進があります。(2) 健康の保持増進については、各種検診の周知と共に相談指導や健康教育の充実を図ると しており、新規項目として精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの推進、かか りつけ医の奨励、必要な医療費の助成などがございます。

79 ページの(3) 医療体制の充実については、関係機関との連携を図り、専門医の把握や情報の提供に努めるとしており、新規項目として身近な地域における医療機関及び在宅における医療の提供体制の充実と関係機関の連携促進がございます。

(4) 地域リハビリテーションの推進については、医療をはじめ保健、福祉、教育等の関係機関や地域団体、地域住民等との連携を図り、これらの分野を統合した地域リハビリテーションの整備を進めるとしております。新規項目としては、身近な地域でのリハビリテーションの推進があります。

80ページからが基本目標4. 雇用・就労の促進、経済的自立の支援がございます。こちらのほう(1)障がいのある人の就労支援の充実について、ハローワーク等の関係機関と連携し、障がいのある人の就業機会の確保と就労継続支援を図るとしています。

新規項目として、「就労支援体制の充実」「職業訓練の機会の提供」「市役所における 庁舎実習の実施」があります。

81 ページの(2)「障がいのある人の雇用の促進」では、障がいのある人が安心して 就労できるよう、障がい者雇用に関する理解の啓発を図るとともに、就労移行支援・就 労定着支援の取組を進めるとしており、新規項目として、「障がい者雇用に関する理解 の啓発強化」「就労移行支援・就労定着支援の取組」「ジョブコーチ※制度の積極的な 活用による職場定着率の向上」「農業と福祉の連携の取組」「障がいのある人を雇用す る企業に対する支援の情報提供」があります。 また、82 ページの「経済的自立の支援」は第4次計画に新規に追加した項目となり、 負担の軽減を図るために支給される各種手当制度の周知啓発や、一般就労や福祉的就労 の活性化を図るとしており、新規項目として、「福祉的就労の工賃向上に向けた取組」 「障害者年金、諸手当等の支給」「税制上の優遇措置、各種助成制度の周知」「必要な 医療費の助成」があります。

83ページからは基本目標5 生涯学習、文化・スポーツ活動の促進として、(1)「生涯学習や文化・芸術活動の促進」では、障がいのある人が気軽に生涯学習や文化・芸術活動に親しみ、誰もが共に楽しめる場の提供に努めるとしており、新規項目として、「文化芸術活動の機会の充実・促進」「余暇活動等の社会参加のための外出支援」「ボランティアを活用した図書館利用における障がいのある人・高齢者等への支援」があります。

84ページの(2)「スポーツ・レクリエーション活動の促進」では、さまざまな余暇活動を楽しむことができるよう、機会の充実や参加のための支援に努めるとしています。86ページからの基本目標6 生活支援の充実では、(1)「情報提供・コミュニケーション支援の推進」では、さまざまな場で自己の意思を表明し、伝達できるようにするとともに、情報の入手を容易にできるよう支援するとしており、新規項目としては、「障がい者相談員の周知及び拡充」「行政情報の提供に関する配慮」「発達障がいや難病患者への相談支援」「わかりやすい災害・避難情報の提供」「障がいのあるこどもにかかわる療育や教育支援に関する各種情報の市ホームページ等の媒体を通じた周知」「障がいのある人の意思決定の支援」「市ホームページの情報アクセシビリティの向上」「多様なコミュニケーション手段の利用促進」「SNSやスマートフォン等の普及を見据え

88ページの(2)「相談体制・ケアマネジメント体制の充実」では、「門真市障がい者基幹相談支援センター」を中核として、相談支援事業所との連携のもと、障がいのある人やその家族が安心して生活できる環境の整備を図るとしており、新規項目としては「利用者の障がい特性を理解した介護サービスの体制の充実」「ケアマネジメント体制の充実」があります。

た情報提供のあり方の検討」があります。

89ページの(3)「福祉サービスの充実」では、門真市障がい者地域協議会において、不足しがちなサービスについてその原因の検討を行い、課題の解決に向けた協議ができるよう、機能強化を図るとしており、新規項目としては「施設入所者等の地域移行・地域定着支援の推進」「グループホーム開設等に向けた情報提供」「障がい福祉サービス等の提供及び利用促進」「介護保険適用年齢に達している障がいのある人の高齢化に伴う支援」「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの推進」「矯正施設からの出所者等に対する支援の推進」などがあります。

92ページの(4)「サービスの質の向上」については、利用者一人ひとりに対応した 適切なものとなるよう、各サービスの質の向上のための取組を促進するとしており、新 規項目としては、「サービス提供事業者との情報共有及び連携強化」があります。

93ページからは基本目標7 差別の解消と権利擁護の推進として、(1)「障がいのある人への差別解消・合理的配慮の促進」では、障害者差別解消法等に基づき、今後も

より一層、障がいのある人の人権の尊重と権利擁護の推進を図るとしており、新規項目としては「人権相談の実施」があります。 (2) の「障がいのある人への虐待の防止」では、虐待の防止と早期発見のための啓発・支援を実施し、関係機関や地域団体等との連携を強化するとしています。

95ページの(3)「権利擁護の推進」では、日常生活の相談やサービス利用、金銭管理、財産保全等の支援の充実を図るとしており、新規項目としては、「成年後見制度利用支援事業の実施」「市民相談、法律相談の実施」があります。

96ページからは基本目標8 住みよい環境づくりとして、(1)「住みよいまちづくりの推進」では、交通の利便性の向上、グループホーム、民間賃貸住宅等、障がいの状況に合わせた住まいの確保などに取り組むとしており、新規項目としては、「公共交通の整備・充実」「各種交通機関等における助成」「公共交通機関旅客施設等における総合的な安全対策」「めいわく駐車・放置自転車対策の推進」「交通マナーに対する市民意識の啓発」「市営住宅の供給」「地域生活支援拠点の安定的かつ継続的な運営」「ユニバーサルデザインの普及」「民間賃貸住宅の確保」があります。

98ページの「防災対策の推進」では、災害時における障がいのある人等の安否確認や 避難誘導、災害情報の提供等、迅速かつ円滑に実施する体制づくりや福祉避難所の確保 等を進めるとしており、新規項目としては、「防災知識の普及・啓発及び意識の高揚」 「災害時の聴覚、音声・言語機能障がいのある人の緊急通報対応」があります。

99ページの(3)「防犯対策の充実」では、警察等関係機関との連携により、防犯に関する意識を高め、緊急時の連絡先についての情報提供等を進めるとしており、新規項目として「メール等を活用した犯罪発生情報や不審者出没情報等の迅速な提供」「消費者相談の受付等、障がいのある人に配慮した相談体制」「障がいのある人や高齢者等に配慮した防災・防犯意識の普及啓発、指導等」「自主防犯活動組織の育成、活動支援、関係機関及び関係団体との連携」「障がいのある人等に対する消費者被害対策の推進」「消費者被害防止のための見守りネットワークの構築等」があります。なお、101ページからの(4)感染症対策の推進については、今回コロナ渦における新規項目として追加しており、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう関係機関と連携を図るとしています。新規項目としては、「新型コロナウイルスや新型インフルエンザ等感染症への対応」「障がい福祉サービス提供事業所における感染予防対策」「日頃からの感染拡大防止に向けた取組の徹底」があります。

103 ページでは計画の推進体制について記載しており、最後に 104 ページからは資料編として用語説明を掲載しております。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

会長: ここまでの事務局の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

E委員: 新規の項目がたくさんある中で、一つだけ確認したいことがあります。障がいサービスがいろいろなサービスの中でたくさん求められている部分がありますが、中でもグループホームというのは利用がどんどん増えていっているのかなというところがあります。

それでグループホーム開設等へ向けての情報提供ということで、グループホームの需要に対応してくださる計画を立ててくださるのかなと思うのですが、住みよい環境づくりとして97ページの市営住宅の供給という部分、個人的に去年の末くらいに、市営住宅のほうでグループホームの新規開設をしてもいいのかという問い合わせをさせてもらったことがありました。そのときは市営住宅のほうで障がいのグループホームを開設する予定はないということを言われていたのですが、今回の計画でこのように掲載していただいているということは、グループホーム新規開設を受け入れてもらえると解釈してもいいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局: 今のご質問についてお答えいたします。まず90ページにあるグループホームの情報提供については、門真市内にグループホームの数が足りないというところで、開設したいという問い合わせがあった場合は門真のニーズであるとか、これだけ少ないというような、このぐらいの部屋数があったほうがいいという辺りを説明させていただいて、できる限りグループホームを増やしていきたいという思いがあります。

97ページ、市営住宅についてですが、この計画の中で市営住宅のグループホーム化が可能かどうかというところの読み取りですが、市営住宅のグループホーム化や利用についてはまちづくり部と障がい福祉課とどのぐらいのニーズがあるか等、門真市内にたくさん市営住宅がありますので、駅から離れている場合はどうかといった話を聞きながら、調整しながらやらせていただいています。場所によってはグループホームとしてご利用いただける場合もあるかもしれませんが、そこはご相談いただく中でどうしていくか検討して進めていきたいと考えています。グループホームを増やしていきたいという思いはありますので、そこは検討しながらというかたちを取らせていただきたいと思っています。

E委員: 市営住宅の空き部屋は本当に多いので、活用できたらうれしいなと思っていますので、 お願いします。

事務局: そこは検討しながらやらせていただきます。

会長: ほかにございませんか。

L委員: 本人の暮らしの中で、権利擁護は知的障がいの団体にとって非常に大切なところで、 10年ぐらい前に成年後見人制度はいい制度だなといって広まろうとしたのですが、判断 能力のない知的障がいの人の財産管理をするだけでは暮らしに役立たないというところ で、身上監護がついてこないというところで今とどまっている人がたくさんいます。

その中で権利擁護を設定するにあたっては、いろいろ考えていくと、法人後見であったり、書いてあるような成年後見人であったり、市民後見人の養成だけでは暮らしがよくならなくて、市民後見人さんがたくさん受けてくださっても、実際に配置されるかというと、判断能力がない人には市民後見人さんでは不十分という判断がされて、なかなか活躍される場がありません。市民後見人の資格を持っていても実際のお仕事はありません。そう考えると、それを養成するよりも法人後見人であったり、私たちの子どもの権利を守るためにはどんな制度が必要なのかというところを知的障がいの団体としては、この協議会でお話を進めていただけたらと思っています。養成をするというような月並

みなことではなくて、実際に門真で権利擁護のためにはどういうものが必要なのかというところで、複数後見人なのか法人後見人なのか、必要ではないかと思っているので考えていただけたらと思っています。

計画に載らないことは何もしていただけないので、ぜひ計画にこういうことをやりたいということを載せていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

会長: 回答は必要ですか。

L委員: できたらいただきたいです。社協でも。

会長: 社協も法人後見をやっておられるところもありますね。いかがですか。

C委員: 社協では日常生活支援事業や金銭管理は今もやっています。大阪府内で法人後見をやっている社協は多分10カ所弱ぐらいは府内にあると思います。実は平成24、25年から3年ぐらい社協では法人後見をするということで市の計画に挙げて進めていたのですが、なかなか当時は採択されていませんでした。実際に法人後見で、いわゆる成年後見をやる法人が市内にあるというだけではなく、やっぱり成年後見制度だけでは機能せず、最終的には家庭裁判所が審判するが、やっぱり市長申し立てが連動しないといけないという見方があります。そこが連動できたらより体制としては整います。

ただ、市民後見については多分、大阪府が推進している中で言えば、障がい者の方は 対象になっていない。市民の方が個人としてするものなので、比較的トラブルが少なく、 生活上、問題がない高齢者を対象にした制度です。後見人の方が不足しているという実 態がありますし、弁護士や司法書士さんについてはやっぱり基本報酬が必要になります ので、基本報酬を払えない方に対する制度です。

会長: 市長申し立ては予算が関わる話になるので、これは市と調整しながら、実現に向けて取り組んでいただければと思います。よろしくお願いします。ほかにございませんか。

B委員: よく書かれているなと思っていますが、101 ページの感染症発生時の通報・届け出とありますが、通報というより連絡のほうがいいのではないかと思います。指摘させていただきます。通報というと、誰かが出ましたよという感じを受けるので、連絡ぐらいがちょうどよいと思います。

事務局: 「連絡」に修正させていただきたいと思います。ありがとうございます。

会長: 一点私から、66ページ、基本目標1. 共に生きる地域づくりの中に、今、社会福祉法が改正されて、地域共生社会の実現ということで、行政の縦割りをなくし、こどもから高齢者までのネットワークをつくり、それを地域で、いわゆる断らない相談ということで国が進めておりますので、そのあたりの箇所について、バージョンアップした形で表現していただきたい。個別計画、子ども計画、障がい者計画、介護保険事業計画と、そういう個別計画の上位に地域福祉計画を位置づけるということになっていて、地域福祉の中に地域共生社会の実現ということで盛り込んでいますが、例えば、地域福祉計画と個別計画である子どもから高齢者の計画というところが連動したかたちになっていなければ意味がないと思います。いろいろな計画と関わっていて、特に地域福祉計画と連動しますので、そういうことを含めて庁内で調整をしていただき、縦割りをなくすような文言を含めて計画を作っていただきたいなと思います。よろしいですか。

事務局: 庁内で調整させていただいて、今いただいたご意見については基本目標1のほうに盛り込んでいくか検討します。

会長: ほかにいかがでしょうか。

Ⅰ委員: 83ページ、生涯学習や文化・芸術活動の促進というところで、門真市民文化会館ルミエールホールのことが出ています。上から2番目の文化芸術活動の機会の充実・促進【新規】のところ、それから障がい児(者)団体や文化施設等への活動支援というところです。北河内の方の作業所や府立の支援学校と連携しながらすごく大事に20年以上続いていた「春をよぶみんなのコンサート」という関わりを私もしていたことがありまして、着任して8年ほどたったときにルミエールホールの改修業務のため、また今年はコロナ禍でということで実施しないのですが、この書き方の中で、指定管理者と協議しながらそういったことをするということについて、何か運営等の改修の工事等が入ったのであれば、車椅子の方はこれまで非常に利用が困難だったのが、何かちょっとでもバリアフリースペースとか何かツールができるようなことがあるのであれば、そういった施設の充実のほうも書きぶりとして入れてはどうかと思いました。

それから一番下、減免制度のところですが、これは質問にもなるのですが、今まででしたら門真市の中にある事業所さんが申請することによって減免制度を使用しながらコンサートの運営をしていたのですが、ここの書きぶりであれば、その団体があるのが門真市以外のところが借り主であった場合でも減免制度が利用できるのか気になりましたのでお尋ねします。

さらに 99 ページの防災対策の推進の福祉避難所・福祉避難スペースの確保のところで、例えば、医療的ケアが必要な方等について、電源が喪失した場合、発電機、充電器といったものが協定を結ぶことによって市のほうから予算が付いて協定の場所に届くのかとか、単に協定を結ぶだけなのかどうかと、そういうことも最重度の親御さんにするとどこに行けるのだろうかと非常に心配されるところだと思いますので、何か具体策があるなら、教えていただきたいと思います。

会長: いかがでしょうか。

B委員: 重度の医療的ケアのお子さんについては、保健所もお子さんに関わっていて、一人一人どこで電源を確保するか確認をしています。規模にもよりますが、ある程度分かっているときには事前にもう一度確認を入れるということはしています。

事務局: 83ページ、一つ目、文化芸術活動のところ、ルミエールの車椅子に関するところは確認して追記していきたいと思います。

一番下のところについては、今すぐきっちりしたことをお伝えできませんので、また確認させていただきます。

会長: 医療的ケア児の電源について教えてください。

B委員: 保健所自体で、電源の確保はできないのですが、病院などにお願いして、電源がなくなった場合にはお願いしますとお願いしています。

会長: 調整は可能ですか。

B委員: 災害で駄目になったとき用に、いくらあってもありがたいと思っているので、その辺

りは市のほうでもぜひやっていただけるとありがたいと思っています。

事務局: 99ページ、福祉避難所の件ですが、福祉避難所については協定書を市と福祉避難所を 運営している法人が締結した場合、基本的には必要な物資についても市のほうから一定、 提供しますということにはなっています。できるだけ施設で設備が整っているので、最 大限福祉避難所として運営していってもらうのですが、物品など必要なものについては 市も提供するという協定の内容になっています。

市内のホテルについては、最近、締結されたと聞いていますが、ホテルの場所を提供 するだけだというふうには聞いています。

会長: ほかにございませんか。なければ次の議題に移りたいと思います。②門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 素案 について事務局より説明願います。

事務局: それでは、門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画素案の説明をさせていただきます。

資料2-2の新旧対照表をご覧ください。大きな変更点としましては、前回7月の段階の骨子案と比較しますと、まず、表紙のタイトルが「門真市第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」から、素案の段階で分冊となり、「門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」に変更となっております。

また、計画の文章中の全体にわたって、用語説明に含まれる語句の初出に「※」を追記しております。

また、資料2-1の18ページでは、今回新たに保健所による医療費助成対象者数(難病等)の推移、難病法に基づく医療費助成対象疾病(指定難病)、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス対象疾病(難病等)の各年実績の表を追加させていただいています。以上です。よろしくお願いいたします。

会長: ただいまの説明についてご意見ございますか。よろしいでしょうか。それでは議題③門 真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 成果目標の設定の考え方につい て事務局から説明願います。

事務局:資料2-1の32ページをご覧ください。

今回の素案では前回記載されておりませんでした門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 成果目標についてご説明します。

具体的な数値、目標内容については、33ページから 45ページに記載しております。併せてご覧ください。

まず、成果目標とは、国を含め、障がい福祉サービスについて目指していくおおもとになる目標です。それに基づき一定都道府県が目標及び考え方を示し、各市町村が目標を設定していきます。

33ページの成果目標として、施設入所者の地域生活への移行について地域生活への移行者数及び入所者の削減数の目標数値を設定しています。

34ページの精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、今回新たに1年以上の長期入院患者数や削減見込数などが新設されております。また、保健・ 医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数や参加者数を年度ごとに目標設定しており、「門真市地域移行地域定着支援会議」を協議の場として開催、協議していきます。

35ページの地域生活支援拠点等の整備については、1箇所以上確保することは前回通りですが、年1回以上運営状況を検証及び検討することが新たに盛り込まれています。 門真市では、昨年の第2回障がい者地域協議会から検証及び検討を行っており、本年度も行っていく予定となっております。

36ページの福祉施設から一般就労への移行については、今回就労移行支援事業と併せて就労継続支援 A 型・B 型の利用者数や就労定着支援事業の利用者についても目標設定として新設されることになりました。

また、39ページの就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額は大阪府独自の成果目標にあたり、第5期計画の検証を踏まえた第6期計画の目標を記載しています。

さらに、40ページの「相談支援体制の充実・強化等」及び「障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」については今回の第6期で新設された成果目標にあたります。具体的な目標数値に関しては、基幹相談支援センターと検討を行っております。

42 ページからは第2期障がい児福祉計画における成果目標として、児童発達支援センターの整備について、保育所等訪問支援について、43 ページの重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、44 ページの保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場について、それぞれ第1期計画の検証を踏まえた第2期計画の目標を記載しています。なお、医療的ケア児への支援については、医療的ケア児に関するコーディネーターを地域の実情に応じて配置することが求められております。コーディネーターの配置については、児童専門部会及び障がい者地域協議会でも協議してまいります。

また、45ページでは、今回新設されました第2期障がい児福祉計画における活動指標として、「ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援」及び「ピアサポート活動への支援」について、大阪府の基本的な考え方に沿って計画の目標を追加しております。以上で説明を終わらせていただきます。

会長:ただいまの説明についてご意見はございませんか。

G委員:34ページ、35ページについて、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築というところで、「門真市地域移行地域定着支援会議」を協議の場として活用するということで、今年度の方向性は出ているということは確認していますが、35ページ頭で、「年3回事例検討を行い、そのうち1回は目標設定及び評価を行い、地域整備に努めます」ということが書かれていますが、これははっきり書いていいのかなと気になりました。どういう経過でこういった記載になったかを聞かせてほしいです。

事務局: ご指摘のあったように、事例検討は年3回というかたちで、地域移行地域定着支援会議のほうでは話がありました。その中での開催回数にはなっています。一番下の目標設

定および評価の実施回数に関しては確かに協議会のほうにはまだ承認いただいていないので、これは案にはなっていますので、またもう一度、協議会の方とお話しさせていただいて、3カ年の計画になっていますので、どういうかたちでの目標設定、評価を年にどれぐらい行うかということを確認させていただいて、次にまた数字化させていただこうと思っています。協議の参加人数に関しても、同じように確認させていただいて、次回数字をお話しさせていただきたいと思っています。

会長: よろしくお願いします。ほかにございませんか。

L委員: 42ページ、障がい児福祉計画における成果目標について、児童発達支援センターは確かにあるのですが、学年で一度切れたり、微妙な保育所等訪問支援事業になっていて、 門真市は不思議な事業になっているなと思っています。途切れずに事業を提供できるように改善を望みます。

もう一つ併行通園について、今、すごく多様な子どもたちが多くいらっしゃって、センターだけではなく幼稚園だったり、認定こども園といったところに行ったほうがよりお友だちとの関係生が持てたりするので、並行利用を3年ぐらいやらせてあげてもいいのではないかと思うような人がいるのですが、1年のみというくくり、縛りがあるようです。子どもさん一人一人に応じて1年だったり、2年だったりというような特性に応じた使い方ができるようにという辺りでは、あるのはある。だけども中身はどうなのというところをもう少しきっちり詳しく書いていただいたほうがいいのかなと思います。以上です。

会長: よろしいでしょうか。

事務局: 保育所等訪問支援に関しては、今、こども発達支援センターのほうでしていただいていて、心理師の先生や相談員さんを職員として配置していただき、支援をしていただいているかたちにはなります。保育所等訪問支援の利用決定にあたって、年度でなぜ区切っているかというと、一応、こども発達支援センターのサービスを開始するときに、このお子さんに対してどのようなかたちでプランニングしていこうというところをまず検討し、どのタイミングで始めようかという計画を立ててからスタートすると聞いています。その間、支援が止まっているというわけではなく、定期的に学校のほうに見に行っているとはお聞きしています。その間の相談もお受けしているとは聞いています。次の開始日が7月だったとしても、4月から7月の3カ月間は支援として関わりは続けているとは聞いています。その間、必要性を見定める期間としているということです。

併用利用に関しての利用時間の制限については障がい福祉課としては個々の状況に合わせてサービスを決定させていただきたいと思っています。利用時間の制限は決めてはいません。その辺りの書き方や中身については検討したいと思っています。

会長: よろしいでしょうか。

L委員: 併用利用についてはセンターが決めているというわけではないのですか。

O委員:ご指摘の並行通園ですが、センターには定員があるため、その関係で療育機関、おおむね1年というところで並行通園では決めています。おおむねと申し上げましたのは、個々の状況に応じて延ばすといったことはしています。おおむね1年で元にいらっしゃった

集団、幼稚園や保育所に戻っていただくというかたちにさせていただこうという趣旨です。定員を超えないように、多くのお子さんが療育を受けていただけるようにしています。

会長: ほかにございませんか。それでは次の議題に移ります。議題④門真市第6期障がい福祉 計画・第2期障がい児福祉計画の活動指標等の見込量について説明願います。

事務局: それでは、私から「門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の活動指標等の見込み量」として、主に、福祉サービスなどについてご説明させていただき、その後に、その他の活動指標等については、サーベーリサーチ様よりご説明させていただきます。

まず、資料3をご覧ください。資料3には、福祉サービスまた各事業について細かな 見込量を載せさせていただいております。また、今回の見込量についてでありますが、 例年であれば、策定年度を含め過去3カ年の数値で設定する場合が多いですが、今年度 につきましては、新型コロナウイルスの影響でばらつきがみられるサービスもあるため、 3カ年の数値だけでなく、過去5年の数値、サービスの内容も含め検討し見込んでおり ます。

では、特徴的なものなど要点を絞らせていただき、ご説明させていただきます。 まず、福祉サービスについてです。 2ページにあります居宅介護をご覧ください。

知的障がいのある人の利用者数についてですが、平成30年度と令和元年度の伸び率で 算出したところ数値が83と令和2年度より下がった数値となっておりました。しかし、 療育手帳の所持者数の伸びを考慮し、令和元年度の数値を令和3年度に当てはめ算出し、 各年3人増と見込みました。

次に、10ページの生活介護をご覧ください。利用者数についてです。身体障がいのある人の利用者数は減少しているものの平成27年から令和元年度の伸びを勘案し、平成27年度から令和元年度の平均値に近い、令和元年度の数値を使用しました。また、過去5年の実績から1人ずつ増加と見込みました。精神障がいのある人の利用者数は横ばいとなっております。平成27年度から令和元年度を比較し数値の多い令和元年度の数値を使用し、過去の実績から1人ずつ増加すると見込みました。

知的障がいのある人の利用者数も同じく、横ばいの数値をたどっており令和3年度の数値を平成30年度、令和元年度の平均値の271人と寝屋川支援学校の卒業生の利用が毎年3人増加すると見込み、令和3年度は274人としました。

次に13ページの短期入所をご覧ください。こちらも利用者数についてです。知的障がいのある人の利用者数について、平成29年度から令和元年度の平均値119と比較し数値が多い平成29年度を使用しました。また、共同生活援助の利用者数が伸びたことと連動し、宿泊体験として、短期入所を利用するケースが増えていくと見込み、毎年5人増加と見込みました。

次に 15 ページ自立訓練をご覧ください。精神障がいのある人の利用者数は平成 27 年度から令和元年度の平均値 7 と同じ値の令和元年度を使用しました。地域で安心した生

活を送る為に必要な資源でもあることから令和5年度を1人増加と見込みました。

次に 21 ページの就労継続支援 B 型をご覧ください。全体的に大きな伸びはないものの、工賃向上を進めるうえでも身体、精神障がいのある人の利用者数を1人増加、知的障がいのある人を2人増加とし、利用日数も各年度の利用者数に乗じて見込みました。

次に、23ページ就労定着支援をご覧ください。就労定着支援については、雇用促進において就労定着支援が重要なサービスの一つになってきています。平成30年度に新設されたサービスになり、年々、少しずつ増加しております。門真市内では1事業所のみですが、利用者の半数が他市の事業所を利用し今後も緩やかに伸びていくものと考えており、身体・知的障がいのある人ともに1名、精神障害を4名ずつ増加すると見込みました。

次に、25 ページ共同生活援助をご覧ください。共同生活援助の利用者数については、 身体・精神障がいのある人については、例年の伸びを算出しました。

知的障がいのある人については令和元年度の大きな伸びは、地域生活支援拠点でグループホームが設立したことも影響しているものと考えています。過去の実績から考慮したところ、平成27年度から令和元年度までの増加数の平均値7から算定し、7人ずつ増加と見込みました。

次に29ページ、30ページの地域移行、地域定着をご覧ください。過去の実績からも大きな伸びは見られないと想定できますが、今後、地域移行・地域定着専門部会で話し合う中で必要なサービス資源と考えているため、令和5年度に各障がいともに増加で見込みました。

次に地域生活支援事業についてです。39ページをご覧ください。主に、移動支援についてご説明します。そのほかの事業については、ご確認ください。利用者数についてです。身体障がいのある人については、平成30年度、令和元年度の伸び率が低下していますが、重度の手帳所持者数は横ばいであることから数値は、平成29年度から令和元年度の平均値を使用し、2人増加と見込みました。

次に、児童通所サービスについてです。46ページから47ページをご覧ください。児童 発達支援事業と放課後等デイサービスについては、過去5年の利用者数の実績を見ても 著しく増加しており、見込み量も増加分を考慮し見込みました。

次に、49ページの医療的ケアコーディネーターの配置についてです。医療的コーディネーターの配置については、「医療的ケアの必要な子ども」としてみなす範囲をはじめ、コーディネーターの役割が担うべき範囲と、1人当たりが担いうる対象者の人数も含め、今後検討すべき点があることから、今後協議を進め、令和5年度の配置を目指していくと見込みました。

以上、簡単ではございますが、私からの説明を終わります。

続きまして、その他の活動指標等について、サーベーリサーチ様よりご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局: それでは、資料2-1の91ページをご覧ください。

計画素案の91ページからは子ども・子育て支援事業計画との連携にあたり、令和2年

度からスタートした「第2期門真市子ども・子育て支援事業計画」において本計画の計画期間にあたる令和3年度から5年度にかけての量の見込みと確保方策について整合を図ることとしています。

96ページでは、サービス事業所に求められるサービスの質の確保及び人材の確保と質の向上について記載しております。

98ページでは、相談支援・ケアマネジメント体制の充実として、地域包括ケアシステムを軸とした地域支援体制のあり方について、99ページでは門真市障がい者基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の役割について記載しています。

105 ページでは、人権の尊重と権利擁護の推進として、市職員や教職員の障がい者理解の促進や合理的配慮の取組や各学校に障がい理解教育、障がい者基幹相談支援センターを虐待防止センターとして位置づけるなどの虐待防止の推進、また、成年後見制度等を軸とする権利擁護の充実について記載しております。

また、107ページでは、福祉施設から一般就労への移行を推進するための雇用と就労の 促進について、優先調達目標等の市の取組について、109ページで計画の推進体制について、広報・周知、関係機関との連携、国・府との連携とともに広域的な連携の推進、 また、大阪府の研修等を活用した質の確保・向上、人材の育成・確保などについて記載 しております。

最後に112ページからは資料編として用語説明を掲載しております。以上になります。

会長: ただいまの説明に関してご意見、ご質問等はございませんか。

M委員: 資料3の41ページ、第5期計画における地域活動支援センターの年間見込量と実績値についてですが、一番下の地域活動支援センターⅡ型の対見込率の令和元年度が30パーセントとなっているのは20パーセントだと思いますので修正をしていただければと思います。

会長: ほかにございませんか。

H委員:100ページの障がい者支援施設と書かれているものは一般的に、入所施設を指すのか。門 真市にはないものなので、どういうことかという意味での質問です。

事務局:障がい者支援施設、グループホーム、短期入所、基幹相談支援センターの4つの中のことですか?また書き方を相談させていただこうと思います。

E委員:数値の見込量についてですが、見込量と実績数を比べたとき、各サービスの事業所の数で見込量と実績数の組み合わせ方が変わってくるのではないかと思います。例えば、見込量が9人だったとして、実績はたくさん利用されているのかなと感じていますが、その場合は事業所さんが多いからたくさん利用できているのかなと思います。移動支援であれば、結構、皆さん利用したいという声をよく聞くのですが、実際、事業所がなくて利用できていないという状況です。39ページの移動支援でも、見込み数と実績数が少ないから40パーセントとか30パーセントとなっていますが、実際、ふたを開けてみると利用したい人はたくさんいるのに、事業所さんが少ないのでパーセンテージが下がっているのかと。事業所が少ないから実績が少ないということが分かるような感じにしたほ

うが、私は事業所側として見たら、そのサービスが少ないからどんどん定員を増やすのだったら、このサービスを増やしたほうがいいなとか、新規の施設を建てるのならこのサービスを新規のサービスにしたほうがいいのかなということを計画から読み取ったりするので、こういうのも考えていただけたらうれしいなとは思います。

事務局: 事業所数に合わせての数字にはしていません。実際に利用された数を数字化し、伸び率というかたちにしています。今年度の見込数の算定に関しては、伸び率と利用する方の希望を考慮させていただいての数字になっていますが、おっしゃるように事業所数の兼ね合いで数字が低くなっているのか、もしくはどういうかたちかというのを今後、協議会や部会で検証させていただき、少ないのであればどうするかというのは、今回の計画というよりは協議会で話をさせていただくかたちになってくるかなと思っています。それも今回、盛り込めるかどうかということも含めて考えていきます。

会長: ほかにございませんか。それでは次の議題に移ります。議題⑤門真市第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定スケジュールについて説明願います。

事務局:「門真市第4次障がい者計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定 スケジュール」をご覧下さい。第1回目の会議でご提示させていただいた内容と大きく 変わっておりませんが、今回の第2回目の会議日程が前回では9月とされておりましたが、目標設定及び計画素案の作成について各課との調整や国・府の基本指針との整合に 時間を要したため、10月に変更とさせていただきました。その他の日程については大き な変更はございません。11月から計画案の検討に移り、来年年明け実施のパブリックコメントを踏まえて、2月に計画の最終案をご審議いただくことになります。以上です。

会長: ただいまの説明についてご意見、ご質問等はございませんか。よろしいでしょうか。それでは事務局においては本日いただいたご意見等を踏まえて、スケジュールにもとづき計画策定を進めてもらいたいと思います。

それでは、今後の会議の予定について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局: 資料4の中でも、ご説明させていただきました通り、今年度中に予定しております、 障がい者地域協議会は、計画策定のため、次回の第3回目を12月23日(水)、第4回 目を2月16日(火)で予定しております。

なお、第3回目の本協議会は、12月23日(木)14時より、門真市役所別館3階第3 会議室にて開催を予定しております。どうぞよろしくお願いたします。

また、本協議会での会議録につきましては、「門真市情報公開条例」の第6条各号に 掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成いたしま す。また、この会議録は不開示情報を除いて公開するものとなりますのでご了承下さい。

各委員等の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することがありますので、ご了承下さい。

なお、本協議会での会議録につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」 第7条に基づき、協議会終了後、2週間以内に作成いたします。 会長: ただいま事務局からの説明に対して何かご質問はございませんか。

L委員: 第3回、第4回と日程調整なしだったのですが、それは次回から考慮していただけるのでしょうか。当事者団体として、ほかの団体はあまり出てこないので、きちんとした意見をなかなかここで拾ってもらえないので出席したいのですが、×と書いたのに×の日が入っているので調整してくれないんですね。一体どうなっているんだろうと思って。府はきっちり調整かけてくださって、当事者団体が出席できるようにしてくださるので、門真市も当事者団体が出席できる日程を組んでいただきたいと思います。お願いします。

会長: ご要望ということでよろしくお願いします。ほかにございませんか。よろしいでしょうか。それでは本日の協議会を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。